

教えて！ 情報モラル

【トラブル時対処編】



岐阜県教育委員会 教育研修課

児童生徒が、誹謗中傷、電子メールによるいじめなどの被害にあったり、他人の人権侵害を犯したりしないように予防教育を行うことが重要です。しかし予防教育をしても、被害を受けてしまうことがあります。児童生徒が被害を受けた場合には、適切で迅速な対応が求められます。

【誹謗中傷や個人情報公開等の被害にあった場合の基本的な対処法】

事実確認をする

本人または関係者から

- ・わかっていること
- ・わかっていないこと
- ・いつから
- ・何があったのか
- ・きっかけや原因は・・・



ネットトラブルの場合、被害者である児童生徒が、それ以前に原因を生み出している例もある。
また、内容によっては、本人に知らせることなく早急に対応すべき場合もある。

あわてず、冷静な目で判断をしましょう。担任が一人で抱え込まず、学校全体で取り組みましょう。必要に応じて、警察等の機関にも相談をしましょう。



記録を残す

- ・日時、場所 (URL)
- ・Web ページの画面やメール文書やメール送信元の印刷やデータ保存
- ・画面をデジカメで撮影



ネットでの情報は削除、修正等により時間と共に変わっていく可能性がある。
後述の法的な対応のためにも、必ず記録・保存を行う。保存が難しい携帯電話の画面は撮影しておく。

プロバイダ責任制限法
次ページ参照

被害の拡大を防ぐ

誹謗中傷の内容が次々と転載され、被害の範囲の拡大や深刻化の危険がある！

- ①他サイトへの転載の有無の確認
- ②保護者への連絡、**保護者**との相談
- ③**掲示板等の管理者**に削除依頼



削除請求は、被害者が行うことが原則である。したがって、児童生徒もしくはその保護者が削除請求を行うことが基本。学校は適切なアドバイスを伝えるよう法的な専門知識を有することが必要である。

当該掲示板の「利用規約」等を確認→削除請求 (書き込み箇所の URL・依頼理由を明記)

(掲示板等の管理者が応じない場合)

- ④**掲示板等のプロバイダ**に削除依頼

掲示板サービスを提供しているプロバイダに削除依頼

(③と同様、削除依頼と通信記録の保存を依頼)

- ⑤再度、他サイトへの転載の有無の確認

④プロバイダ業者



③掲示板の管理者



利用者 (児童生徒等)

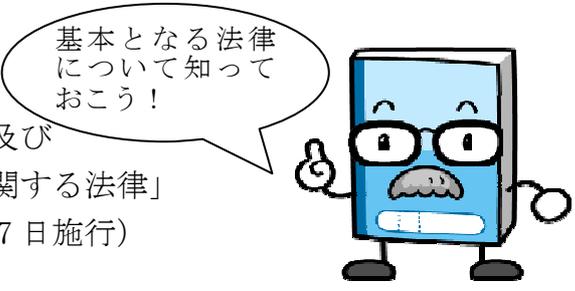
加害児童生徒への指導と被害児童生徒へのフォロー

- ・被害者の言葉を一方的に鵜呑みにせず、加害者の話にも耳を傾ける。
- ・加害者本人に、「本当にいけないことをした」と自覚させる指導
→表面的な指導は、いじめ等が目の届かない場所や方法に移るのを誘発
- ・保護者との連携を図り指導
- ・深刻な被害の場合は警察等の機関との連携や、専門家による心のケアを行う。

【プロバイダ責任制限法】

(正式名称)

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び
発信者情報の開示に関する法律」
(2002年5月27日施行)



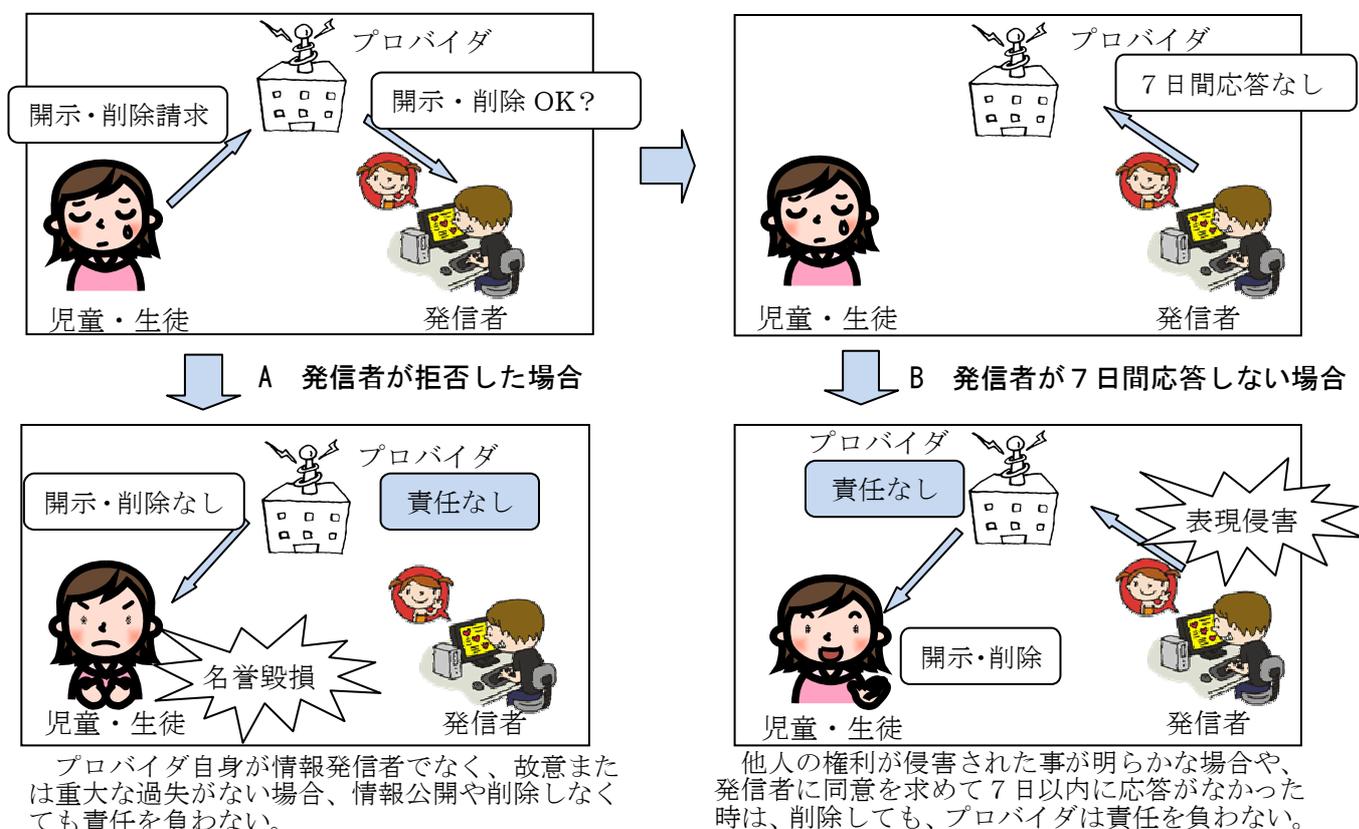
発信者情報の開示

権利を侵害されたとする者は、次の①②のいずれも該当する場合、プロバイダ等に対して保有する発信者情報の開示を請求することができる。

- ①権利が侵害されたことが明らかである。
- ②損害賠償請求権の行使のために必要であるなど、開示を受けるべき正当な理由がある。

責任の制限される条件

プロバイダは、次のような場合について賠償の責任を負う必要がない。



👉 プロバイダは安易に開示・削除すると、発信者から「表現侵害」を問われる。また「開示・削除」しないと、請求者から「名誉侵害の加担」と責められる。プロバイダ責任制限法の「制限」は、プロバイダがある条件のもとで責任を負わないことを明らかにしたもの。削除に応じてもらえない場合には発信者に対する訴訟となる場合もあるため、証拠保全等が重要となる。

【その他、ネットトラブルに対処するために知っておきたい法律】

著作権法

個人情報保護に関する法令

出会い系サイト規制法

不正アクセス禁止法

青少年保護条例

[参考文献] 「すべての先生のための情報モラル指導実践キックオフガイド」
「ここからはじめる情報モラル指導者研修ハンドブック」 文部科学省委託事業